

| 報告項目 | 報告内容 |
|----------------------|--|
| 被処分者の氏名又は法人名称 | 平林寿雄 |
| 登録番号又は法人番号 | 88151157 |
| 所属する単位会 | 長野県行政書士会 |
| 事務所所在地 | 長野県東御市和 4750 番地 9 |
| 処分年月日 | 平成 3 1 年 3 月 1 2 日 |
| 処分内容 (種類) | 1 年の会員の権利の停止 |
| 上記処分をした理由 | 顧客から依頼された建設業許可申請と経営事項審査を放置し、当該顧客の公共工事受注を不可能とさせ実害を生じさせた。 |
| 上記処分の根拠となった法令及び会則の条文 | <p>行政書士法第 1 0 条(行政書士の責務) 行政書士は、誠実にその業務を行うとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。</p> <p>行政書士法第 1 3 条(会則の遵守義務) 行政書士は、その所属する行政書士会及び日本行政書士会連合会の会則を守らなければならない。</p> <p>日本行政書士会連合会会則第 6 2 条第 1 項(法令、会則の遵守等) 単位会の会員は、法及び法に基づく命令並びに本会の会則を遵守しなければならない。</p> <p>行政書士倫理第 1 条(行政書士の責務) 行政書士は、誠実にその業務を行うとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。</p> <p>長野県行政書士会会則第 6 4 条(責務) 会員は、誠実にその業務を行うとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。</p> |